

長野県地球温暖化対策条例に係る Q & A
～令和5年改正反映版～
(建築物に関する地球温暖化対策)

長野県建設部建築住宅課

目次

【1 制度全般】		
Q 1	条例を改正する趣旨は何か。	3
Q 2	条例を改正することによる効果は何か。	3
Q 3	省エネ法と条例に基づく制度との関係はどのようになっているか。	3
Q 4	省エネ法の省エネルギー措置の届出と本条例に基づく届出は重複した措置になるのではないか。届出内容は具体的にどのように違うのか。	3
【2 検討制度】		
Q 5	建築主に検討義務を課した趣旨は何か。	4
Q 6	建売住宅、注文住宅それぞれにおける検討義務の対象者は誰か。	4
Q 7	条例第 20 号第 1 号各号に掲げられている新制度の適用を受けない建築物とは具体的に何か。	4
Q 8	当該建築物を適用除外とした理由は何か。	4
Q 9	環境負荷の低減の検討とは何か。	4
Q 10	再生可能エネルギー設備の導入検討とは何か。	4
Q 11	有効利用可能エネルギーとは何か。	5
Q 12	床面積の定義は。	5
Q 13	検討制度の対象となる建築物の規模・用途は。	5
Q 14	有効利用可能エネルギーの活用を検討する規模・用途は。	5
【3 届出制度】		
Q 15	届出の対象となる建築物の規模・用途は。	5
Q 16	届出はいつ、どこへ提出するのか。	5
【4 住宅設計者等による検討・建築主への説明】		
Q 17	設計者の役割は何か。	6
【5 報告制度】		
Q 18	報告の対象となる建築物の規模・用途は。	6
Q 19	報告はいつ、どこへするのか。	6
Q 20	説明後速やかにはどの程度か。そのようにした理由は。	6
Q 21	省エネ計画概要書について、併用住宅の場合、住宅部分と非住宅部分の結果が別で算出されるが、どちらの結果を記載すればよいか。	6
Q 22	省エネ計画概要書における住宅の断熱性能（外皮基準）各部位の断熱仕様について、複数の種類を採用している場合はどれを記入すればよいか。	6
Q 23	建築物省エネ法の説明書面と兼ねることとした理由は。	7
【6 公表制度】		
Q 24	公表（閲覧）制度の創設と意義は。	7
Q 25	届出と報告の違いは。	7

【7 表示制度】		
Q26	表示の対象となる建築物の規模・用途は。	7
Q27	表示の制度を導入した趣旨は何か。	7
【8 情報提供努力義務】		
Q28	情報提供の努力義務の対象となる事業者とは誰か。	8
Q29	検討義務に資する情報とは何か。情報提供の趣旨は何か。	8
【9 評価指標】		
Q30	本制度で使用することを求める環境エネルギー評価指標とはどのようなものか。	8
Q31	CASBEEとはどのようなものか。	8
Q32	エネルギーパスとはどのようなものか。	9
Q33	Q-PEXとはどのようなものか。	9
Q34	住宅に関する省エネルギー基準に準拠したプログラム及び非住宅建築物に関する省エネルギー基準に準拠したプログラムとはどのようなものか。	9
【10 その他】		
Q35	届出・報告された内容について、県は指導助言を行うのか。	9
Q36	届出・報告対象とならないものの検討義務をどのように担保するのか。	9
Q37	届出・報告義務が履行されていない場合、罰則はあるか。	10

【1 制度全般】

(条例の趣旨)

Q 1 条例を改正する趣旨は何か。

A 1 国では住宅・建築物分野におけるエネルギー起源の温室効果ガス排出量を、2030年度には2013年度比40%削減することを目標に、建築物省エネ法の改正が行われ、300㎡以上の建築物が適合義務化され、300㎡未満の建築物等においては建築士から建築主への説明義務が課されました。

県では、2050年度までに温室効果ガス正味排出量をゼロにするため、ゼロカーボン戦略において、2030年度までに2010年度比で60%削減するという高い目標を掲げ、この目標達成に向け、省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの普及拡大を加速するため、条例を改正するものです。

(条例の趣旨)

Q 2 条例を改正することによる効果は何か。

A 2 大規模建築物(2,000㎡以上)から中規模建築物(300㎡以上)に届出対象規模を拡大、300㎡未満の住宅に報告制度を設けることにより、より多くの住宅・建築物における省エネ性能検討を行っていただき、省エネルギーの推進を図ることができます。

また、届出・報告をすることにより、設計者説明責任の実効性の確保や省エネ計算の習得すること等による業界全体のレベルアップが期待できます。

更に、届出・報告されたデータを集計することにより、県内の実態を把握し、次の施策展開に繋げることができます。

(関係法令との関係)

Q 3 建築物省エネ法と条例に基づく制度との関係はどのようになっているか。

A 3 建築物省エネ法は、建築物の省エネ基準の設定、基準への誘導及び基準の義務付けを目的としています。本条例では、基準の義務付け等をするのではなく、省エネ基準をベースに、より省エネ性能の高い建築物とするための必要な設備(冷暖房、給湯、照明の機種など)や仕様(断熱材、開口部の種別など)の比較検討を義務付け、更に再生可能エネルギー設備の導入について検討し、省エネ化を促進することを役割としています。

(関係法令との関係)

Q 4 建築物省エネ法の建築物エネルギー消費性能確保計画の届出と本条例に基づく届出は重複した措置になるのではないかと。届出内容は具体的にどのように違うのか。

A 4 建築物省エネ法の届出は、当該建築物の各種性能が省エネ基準に適合しているかについて記載するものです。これに対し条例の届出は、検討義務を課した当該検討の内容及び比較検討の結果選択(評価)した内容を記載するものであり、記載内容は重複するものではありません。

【2 検討制度】(条例第20条第1項、第21条第1項、第22条第1項)**(検討制度の対象者)****Q5 建築主に検討義務を課した趣旨は何か。**

A5 建築主は建築行為において、設計者・工事施工者の選定・契約から設計条件の確定に至るまでの主体であるため、本条例についても他の建築制度と同様に建築主に義務を課しています。

(検討制度の対象者)**Q6 建売住宅、注文住宅それぞれにおける検討義務の対象者は誰か。**

A6 建売住宅の場合は、売主(宅地建物取引業者等)が建築主に該当するため、義務対象者となります。注文住宅は住宅を所有することになる建築主が義務対象者となります。

(適用除外)**Q7 条例第20条第1項各号に掲げられている制度の適用を受けない建築物とは具体的に何か。**

A7 文化財保護法に規定する文化財、仮設建築物を適用除外としています。また、省エネを促進する観点から、冷房、暖房、給湯及び換気の機械設備を有しない建築物についても適用除外としています。

(適用除外)**Q8 当該建築物を適用除外とした理由は何か。**

A8 本条例と関連する建築物省エネ法の適用除外に準じています。また、本条例が省エネ促進を目的としていることから、冷房、暖房、給湯及び換気の機械設備を有しない建築物についても除外しています。

(用語の定義)**Q9 環境負荷の低減の検討とは何か。**

A9 建築物の断熱性能や一次エネルギー消費量の低減検討を行い、高い省エネ性能の建築物を目指します。

(用語の定義)**Q10 再生可能エネルギー設備の導入検討とは何か。**

A10 太陽光・バイオマス発電設備、太陽熱利用設備など、自然由来のエネルギー源を用いた設備の導入を検討し、消費エネルギーの低減を目指します。

(用語の定義)**Q11 有効利用可能エネルギーとは何か。**

A11 工場における生産工程から発生する廃熱、ごみ処理場の焼却による廃熱、大規模な事務所のボイラー等熱源設備から発生する熱など、そのままでは利用されずに排気等として処理されるエネルギーで、ヒートポンプシステム等で有効利用が可能なエネルギーです。

(用語の定義)**Q12 床面積の定義は。**

A12 建築物省エネ法施行令第4条第1項に規定する床面積と同義です。

(検討制度の対象規模)**Q13 検討制度の対象となる建築物の規模・用途は。**

A13 原則として、全ての新築又は建替えの建築物について検討義務を課しています。ただし、建築基準法等の現行法制度では、統計上、10 m²以下の建築物を申請・届出の対象から除外していることから、本制度についても同様に除外しています。(環境負荷低減及び再生可能エネルギー設備導入検討)

(検討制度の対象規模)**Q14 有効利用可能エネルギーの活用を検討する規模・用途は。**

A14 床面積 10,000 m²以上の全ての建築物としています。
床面積 10,000 m²とは一般的に大規模建築物として認識されており、大きな熱源を有する建築物として省エネ対策が特に必要な建築物と考えられます。

【3 届出制度】(条例第20条第2項、同条第3項、第21条第2項、同条第3項、第22条第2項、同条第3項)

(届出制度の対象規模)**Q15 届出の対象となる建築物の規模・用途は。**

A15 床面積 300 m²以上の建築物は用途を問わず対象としています。建築物省エネ法で 300 m²以上の非住宅が省エネ基準適合義務対象であることから、条例においても同規模を届出対象としています。

(届出方法)**Q16 届出はいつ、どこへ提出するのか。**

A16 建築物の建築に着手する前日までに、管轄する行政庁（建築確認申請や建築物省エネ法に基づく届出等と同じ窓口）に届出してください。

届出内容を変更又は建築を中止した場合は、速やかに変更届又は中止届を提出してください。

なお、届出・報告制度については経過措置を設けています。設計委託日が令和5年4月1日以降の場合は新制度、令和5年3月31日以前の場合は旧制度が適用されます。

【4 住宅設計者等による検討・建築主への説明】（条例第23条の2第1項）

（趣旨）

Q17 設計者の役割は何か。

A17 住宅等の設計を委託された設計者は、環境への負荷の低減（第20条第1項）や再生可能エネルギー設備の導入（第21条第1項）の検討を専門的知見から行い、建築主に説明しなければならないこととしています。

【5 報告制度】（条例第23条の2第2項）

（報告制度の対象規模）

Q18 報告の対象となる建築物の規模・用途は。

A18 床面積300㎡未満の住宅等（一戸建ての住宅、併用住宅、共同住宅、長屋、寄宿舍又は下宿）が対象です。そのため、床面積300㎡未満の非住宅については届出・報告対象外となります。

（報告方法）

Q19 報告はいつ、どこへするのか。

A19 条例第23条の2第1項に基づく住宅等設計者から建築主に対する検討内容の説明後速やかに、管轄する行政庁（建築確認申請や建築物省エネ法に基づく届出等と同じ窓口）に報告してください。

報告については変更届や中止届はありません。

なお、経過措置により設計委託日が令和5年4月1日以降の場合のみ対象となります。

（報告方法）

Q20 説明後速やかにはどの程度か。そのようにした理由は。

A20 説明後1か月程度を想定しています。行政側が適否を確認するような趣旨のものではないため、報告者の負担軽減を図りつつ、目的（省エネ意識高揚、住宅新築検討者の参考資料、県内の状況把握等）を達成できるよう意図しています。

（記入方法）

Q21 省エネ計画概要書について、併用住宅の場合、住宅部分と非住宅部分の結果が別で算出されるが、どちらの結果を記載すればよいか。

A21 住宅部分の計算結果を記載してください。ただし、報告義務の対象かどうかは併用住宅全体の床面積で判断してください。（300㎡未満：報告、300㎡以上：届出）

（記入方法）

Q22 省エネ計画概要書における住宅の断熱性能（外皮基準）各部位の断熱仕様について、複数の種類を採用している場合はどれを記入すればよいか。

A22 住宅部分に採用している主なものを記載いただければ結構です。ただし、仕様ルートで省エネ基準等の適否を判断している場合は、その判断に用いた種類を記入してください。

(趣旨)

Q23 建築物省エネ法の説明書面と兼ねることとした理由は。

A23 法律による説明書面を兼ね、省エネ計画概要書を活用いただくことで設計者の事務負担軽減に配慮しつつ、条例による高い省エネ性能への検討結果と法律による説明内容を具体化し、建築主に対し統一的に熟度の高い説明が可能となるためです。

【6 公表制度】(条例第20条第4項、第21条第4項、第22条第4項)

(趣旨)

Q24 公表(閲覧)制度の創設と意義は。

A24 公表制度による情報取得環境を整備し、ユーザーの省エネ行動の促進を図るほか、事業者のレベルアップの推進を図ります。

(趣旨)

Q25 届出と報告の違いは。

A25 対象建築物の用途・規模、様式、提出義務者及び公表方法が異なります。

届出は、環境への負荷の低減及び再生可能エネルギー設備の導入の検討結果を、建築主が届出(様式第1号、第2号、第3号)、それを一覧にしたものを所管行政庁のホームページで公表します。

報告は、設計委託を受けた住宅等設計者により検討し建築主に説明した内容を、住宅等設計者が報告(様式第4号)、個人情報等を非公開にした閲覧用を所管行政庁窓口で閲覧に供します。また、優良事例等は別途ホームページに掲載予定です。

【7 表示制度】(条例第20条第5項、第21条第5項、第22条第5項)

(表示制度の対象規模)

Q26 表示の対象となる建築物の規模・用途は。

A26 床面積300㎡以上の一戸建て住宅以外の建築物とします。

(趣旨)

Q27 表示の制度を導入した趣旨は何か。

A27 完成した建築物の環境エネルギー性能及び導入した再生可能エネルギー設備の種別・性能を表示することにより、建築物の環境エネルギー性能をラベリングし、より環境エネルギー性能の高い建築物を選択しやすいようにするという趣旨です。また、建物使用者に対しても、性能表示により性能に適した使用を促すことも考慮しています。

【8 情報提供努力義務】(条例第 23 条)

(対象者)

Q28 情報提供の努力義務の対象となる事業者とは誰か。

A28 原則として建築主からの依頼により当該設計を委託された建築士が対象となります。ただし、本制度の検討義務は高効率建築設備及び再生可能エネルギー設備などの知見も必要となることから、当該建築物の建築に関わるこれらの設備製造販売事業者、工事施工者等も対象に含まれます。

(趣旨)

Q29 検討義務に資する情報とは何か。情報提供の趣旨は何か。

A29 建築物の外皮性能や一次エネルギー消費量に関わる情報を想定しています。建築物だけでなく建築設備を含み、特に冷暖房設備、給湯設備についてはCOP（冷暖房器具等のエネルギー効率）及び投資額（初期投資＋ランニングコスト＋耐用年数）を考慮し、できる限り高効率で合理的な選択が可能となるような情報です。

情報提供は建築主が建築行為の主体であることから、建築主の依頼に基づき建築士等の建築事業者が設計業務の受託の範囲内で、省エネルギー等に関する専門的情報を建築主が選択可能となるよう提供することを想定しています。

【9 評価指標】(指針第 2)

(評価指標)

Q30 本制度で使用することを求める環境エネルギー評価指標とはどのようなものか。

A30 ①環境エネルギー性能を客観的に評価できること、②施主等にコスト等の比較検討ができるようわかりやすく表示できること③新省エネ基準に対応できることを条件として指定するもので、現状、CASBEE-建築（新築）、CASBEE-戸建（新築）、QPEX、エネルギーパス、住宅に関する省エネルギー基準に準拠したプログラム及び非住宅建築物に関する省エネルギー基準に準拠したプログラムとしています。

評価方法としては、建築物省エネ法で認めている計算方法（標準計算ルート、簡易計算ルート、仕様ルート）であれば可としています。

(評価方法)

Q31 CASBEEとはどのようなものか。

A31 一般財団法人住宅・建築SDGs推進センターで開発した建築環境総合評価システム。建築物の環境品質の評価値を環境負荷の評価値で割り、5ランクで総合環境性能を評価するシステムです。建築物の温室効果ガス削減だけでなく、総合的な地球環境にも配慮した、ライフサイクルCO₂性能を評価します。

(評価方法)**Q32 エネルギーパスとはどのようなものか。**

A32 EUで導入されている制度において活用されているツールで、日本の建築物に適合するよう、一般財団法人日本エネルギーパス協会が開発した、いわゆる建築物の燃費性能を表示するシステムです。建築物の断熱・気密、蓄熱性能を評価し、換気・給湯・空調・照明設備を組み合わせ、当該建築物で一年間生活した場合の電気・ガス・灯油等で使用されるエネルギーの量を定量的に評価します。

(評価方法)**Q33 Q-P E Xとはどのようなものか。**

A33 NPO法人新木造住宅技術研究協議会が発行する北海道における北方住宅の計算申請に利用する目的で開発されたシステムです。戸建て木造住宅のみを対象とし、木造住宅の典型的な仕様を基準化し、断熱材の種別・厚み、開口部種類、建設地等を選択し、年間暖房エネルギーを灯油、電気、ガス使用量で算出します。

(評価方法)**Q34 住宅に関する省エネルギー基準に準拠したプログラム及び非住宅建築物に関する省エネルギー基準に準拠したプログラムとはどのようなものか。**

A34 国立研究開発法人建築研究所が公表しているツールで、建築物省エネ法及び省エネ法に基づく告示（平成28年省エネルギー基準）に基づく計算方法により、建築物の一次エネルギー消費量を算定するプログラムです。暖房、冷房、換気、照明及び給湯設備並びにその他の一次エネルギー消費量ごとに算定し、これに加え太陽光発電等の発電量を別に表示して評価します。

【10 その他】**(指導助言)****Q35 届出・報告された内容について、県は指導助言を行うのか。**

A35 検討義務や届出・報告義務が履行されていないと認められる場合に、当該検討を実施しその結果を届出・報告するよう指導助言を行います。

(趣旨)**Q36 届出・報告対象とならないものの検討義務をどのように担保するのか。**

A36 本制度は建築物の省エネ性能等をエネルギーの指標で評価することにより、コスト等を比較検討できるようにするものであることから、まずは建築主と設計者等の商行為の中で制度が根付くよう制度周知を図っていきます。

(罰則)

Q37 届出・報告義務が履行されていない場合、罰則はあるか。

A37 罰則は設けませんが、建築主・設計者間で検討作業を含めた設計の委託行為が行われているにも関わらず、説明報告を行っていない事実が判明した場合は、必要な限度において所管行政庁より設計者に対して説明を求める場合があります。